姶良市役所本庁舎ほか33施設で使用する電力の需給契約書（案）

姶良市長　湯元　敏浩（以下「甲」という。）と○○○（以下「乙」という。）との間に、姶良市役所本庁舎ほか33施設（以下「姶良市役所本庁舎等」という。）で使用する電力の需給について、次の条項により契約を締結する。

件名　姶良市役所本庁舎ほか33施設で使用する電力の供給

（契約の目的）

第１条　乙は、別紙「電力供給仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき姶良市役所本庁舎等で使用する電力を需要に応じて供給し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

（契約金額）

第２条　契約金額は次のとおりとし、いずれの額も消費税及び地方消費税を含むものとする。

　契約金額　　　　　　　　　　　　　　　　円

　業務用

|  |  |
| --- | --- |
| 基本料金単価（円/kW） | 一金○○○円○○銭 |
| 夏季電力量料金単価（円/kWh） | 一金○○円○○銭 |
| その他季電力量料金単価（円/kWh） | 一金○○円○○銭 |

　その他　業務用

|  |  |
| --- | --- |
| 基本料金単価（円/kW） | 一金○○○円○○銭 |
| 夏季電力量料金単価（円/kWh） | 一金○○円○○銭 |
| その他季電力量料金単価（円/kWh） | 一金○○円○○銭 |

産業用

|  |  |
| --- | --- |
| 基本料金単価（円/kW） | 一金○○○円○○銭 |
| 夏季電力量料金単価（円/kWh） | 一金○○円○○銭 |
| その他季電力量料金単価（円/kWh） | 一金○○円○○銭 |

２　前項において、「夏季」とは７月１日から９月30日までの期間で、「その他季」は夏季以外の期間である。

３　１項において、各施設の積算単価により安価な単価を採用する。

（消費税法の改正に基づく改定）

第３条　消費税法（昭和63年法律第108号）の改正による消費税率の変更があった場合における契約金額は、新たな消費税法による消費税率に基づいて算出するものとする。

（需要場所）

第４条　乙が電力を供給する場所は、財政課指定施設（仕様書別紙１「需給場所」）のとおりとする。

（契約期間）

第５条　契約期間は、令和４年10月１日０時から令和５年９月30日24時までとする。

（契約保証金）

第６条　姶良市契約規則（平成22年規則第45号）第36条第３号の規定により、契約保証金は免除する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第７条　乙は、この契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡し、又は移転してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

（使用電力量の増減）

第８条　甲の使用電力量は、仕様書別紙３「予定契約電力・予定使用電力量一覧」に掲げる予定使用量を上回り、又は下回ることができる。

（契約電力）

第９条　各月の契約電力は、その１月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

（使用電力量の計量）

第10条　乙は、毎月末日の24時に計量器に記録された値を読みとり、計量した使用電力量（前月の計量から当月の計量までの使用電力量をいう。）を甲に通知しなければならない。

（電気料金の算定方法）

第11条　電気料金は、契約電力及び使用電力量等により各月毎に算定するものとする。

２　電気料金は、次の各号に掲げる料金を合算し、小数点以下第1位を切捨てた額とする。

(１)　基本料金は、契約電力、第２条に定める基本料金単価及び力率を用いて以下の算式により算出し、1銭未満を切捨てた額とする。

基本料金＝契約電力×基本料金単価×（1.85－力率/100）

(２)　電力量料金は、使用電力量及び第２条に定める電力量料金単価を用いて以下の算式により算出し、1銭未満を切捨てた額とする。

電力量料金＝使用電力量×電力量料金単価

(３)　燃料費調整額は、当該地域を所轄する一般送配電事業者が採用する燃料費調整単価を用いて以下の算式により算出する。

燃料費調整額＝使用電力量×（±燃料費調整単価）

(４)　再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当該地域を所轄する一般送配電事業者が定める特定規模需要電気供給条件による。

３　電気料金の算定に係る端数調整は、次の各号のとおりとする。

(１)　契約電力の単位は１キロワット（kW）とし、その端数は小数点以下第１位で四捨五入する。

(２)　使用電力量の単位は１キロワットアワー（kWh）とし、その端数は小数点以下第１位で四捨五入する。

(３)　力率の単位は１％とし、その端数は小数点以下第１位で四捨五入する。

（料金の請求及び支払い）

第12条　乙は、第10条に定める計量の通知後、当該月に係る電気料金の支払いを請求することができる。

２　甲は、第１項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に電気料金を支払わなければならない。

３　甲の責めに帰すべき理由により、前項の規定による支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて得た額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

（契約単価の変更）

第13条　契約後において乙の発電事情等に変動をきたし、契約単価を改定する必要が生じたときは、甲乙協議の上、書面により定めるものとする。

（甲の解除権）

第14条　甲は、乙が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(１)　天災その他不可抗力によらないで、電力の供給をする見込みがないと認められるとき。

(２)　前号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(３)　乙が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

２　前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、予定契約電力及び予定使用電力量に契約単価を乗じて計算した総額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間までに支払わなければならない。

（予算の減額又は削除に伴う解除権）

第15条　この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の３の規定による長期継続契約とし、甲は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度において、この契約に係る歳出予算の減額又は削減があった場合は、この契約を変更し、又は解除することができる。

２　前項の規定によりこの契約を変更し、又は解除した場合において、乙に損害が生じたときは、甲は、乙に対して損害賠償の責めを負うものとする。この場合における賠償額は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（秘密の保全）

第16条　乙は、この契約によって知りえた内容を契約の目的以外に利用し、又は第三者に漏らしてはならない。

（契約外の事項）

第17条　この契約書に定めのない事項については、姶良市の関係条例及び規則等によるほか、甲乙協議の上決定する。

上記契約の締結を証するため、この契約書２通を作成し、両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和４年○○月○○日

甲　姶良市宮島町25番地

姶良市長　湯元　敏浩　　　印

乙　○○○○○○○

株式会社○○○

代表取締役　○○　○○　　印